

「新潟市移動等円滑化基本構想（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市移動等円滑化基本構想（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約しているほか、意見の順番を入れ替え掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和8年1月20日（火曜）～2月18日（水曜）

■結果公表日

令和8年3月31日（火曜）

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、都市交通政策課、各区役所、各出張所、中央図書館、総合福祉会館、新潟ふれ愛プラザにて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：1名（提出方法：電子メール1件）
- ・意見数：8件
- ・案の修正：1件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。（閉庁日、閉館日は除きます）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・都市交通政策課（ふるまち庁舎5階）
- ・各区役所（資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽーと）
- ・総合福祉会館
- ・新潟ふれ愛プラザ

■問い合わせ先

新潟市 都市政策部 都市交通政策課（ふるまち庁舎5階）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話：025-226-2723 FAX：025-229-5150

E-mail：kotsu@city.niigata.lg.jp

「新潟市移動等円滑化基本構想(案)」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	項目	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	第1章 新潟市移動等円滑化基本構想の策定にあたって 第4章 特定事業およびその他の事業について	1 57～193	特定事業の事業計画は、ほとんどが8年間にわたる長期の計画となっており、進捗確認や評価を行うことは不可能である。 「何をもって完了するか」の定義、地区・事業内容の優先順位、定量的KPIを明記し、年度別のマイルストーンを反映したロードマップの提示を求める。	本基本構想案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や国が示すガイドライン [※] を踏まえ、全体構成を検討し必要な内容について記載しています。 ご意見いただいた特定事業の内容につきましては、当該ガイドラインにおいて、詳細は基本構想策定後に各事業実施者が作成する「特定事業計画」によるものとされているなかで、各事業実施者が計画期間における予算確保や関係者協議なども踏まえた上で、現時点で記載が可能な概ねの事業内容、スケジュール等を取りまとめたものです。 また、定量的KPIや具体的な進捗確認内容等につきましては、「特定事業計画」の内容を勘案した上で、適切な指標設定の可否やその内容について各事業実施者に検討いただきながら、わかりやすい進捗確認・評価につながるよう取り組んでいきます。 なお、いただいた意見を踏まえ、各事業実施者に特定事業の内容を再検討いただき、追記が可能な以下情報について、修正を行いました。	有
2	第4章 特定事業およびその他の事業について	56～193	各地区の特定事業計画に係る詳細設計のマイルストーン自体を、整備スケジュール内に明確に位置付けることを求める。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> P182 公共交通特定事業－【タクシー(車両/車内)】 「2030年度までに、県内のタクシー車両数のうち約25%をユニバーサルデザインタクシーとすることを目標としている。」を追記 </div>	
3	第4章 特定事業およびその他の事業について	56～193	特定事業に記載の全事業が令和8年度～15年度までの一律のスケジュールであり、スケジュールの遅延を客観的に判定することが不可能である。 「調査・設計」「着工」「完了」を年度単位で明確化したロードマップへの修正を求める。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(R3.3月・国土交通省 総合政策局 安心生活政策課) </div>	
4	第5章 基本構想の実現に向けて	195	「PDCAにより効果的に推進する」とあるが、P(Plan)が曖昧なため、C(Check)が機能しない構造になっている。 定量的KPI(整備率、段差解消数等)を提示し、毎年度の進捗を客観的に判定できる基準や、進捗確認する内容、体制を明記すべき。		
5	第3章 重点整備地区について 第4章 特定事業およびその他の事業について	52 56～193	雪国である新潟市において、冬期の通行空間確保は移動等円滑化の最重要課題であるが、本案の整備基準は全国標準に準拠するのみで、地域特性への配慮が欠落している。 重点整備地区の経路について、融雪パイプ等の設備状況を明示し、かつ「優先除雪路線」として運用ルールを明文化することや堆雪スペースを考慮した歩道設計基準など、「新潟モデル」の具体的指針を構想内に提示いただくよう求める。	本基本構想案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や国が示すガイドラインを踏まえ、全体構成を検討し必要な内容について記載しています。 ご意見いただいた降雪・積雪時等への対応については、「消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保」を行うことや、「地域とも連携した除雪活動等により安心・安全な移動空間の確保」を行うという方針を基本構想案において示しており、「除雪の運用ルール」や「歩道設計基準」などの詳細については、必要に応じて各道路管理者等が別に検討・発信する内容であることから、本基本構想内での明示は行いません。	無

No.	項目	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
6	第3章 重点整備地区について 第4章 特定事業およびその他の事業について	10～52 53～194	当事者が直面している「特定の段差や断絶」が地図化・特定されておらず、現場の具体的課題の深掘りがなされていない。 現時点で把握している課題箇所を「整備カルテ」として図面化し、本構想の一部として公開することを求める。	本基本構想案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や国が示すガイドラインを踏まえ、全体構成を検討し必要な内容について記載しています。 また、特定事業の内容につきましては、当該ガイドラインにおいて、詳細は基本構想策定後に各事業実施者が作成する「特定事業計画」によるものとされているなかで、各事業実施者が計画期間における予算確保や関係者協議なども踏まえた上で、現時点で記載が可能な概ねの事業内容、スケジュール等を取りまとめたものです。	無
7	第3章 重点整備地区について 第4章 特定事業およびその他の事業について	10～52 53～194	各地区の特性が異なるにも関わらず、提示されている事業内容およびスケジュールがほぼ同一（画的）であり、地域固有の切実な課題が反映されている実感が乏しい。 「まち歩き点検」等の現場検証結果を地図化して反映し、各地区独自の優先課題を明確にすることを求める。	以上から、本基本構想内において「課題箇所の地図化」や「各地区独自の優先課題」の明示は行いませんが、基本構想策定後の各事業実施者による「特定事業計画」の作成においては、令和6年の促進方針策定時に実施したまち歩き点検、アンケート調査の結果や令和7年に実施した地域住民等へのアンケート、ヒアリング調査結果のほか、各事業実施者で把握している課題も踏まえた上で、事業内容の詳細を検討していただくよう共有を図っていきます。	
8	第2章 基本構想策定に係る地域住民等の意見の把握 第4章 特定事業およびその他の事業について	5～9 53～194	「新潟市移動等円滑化促進方針」から「新潟市移動等円滑化基本構想」へ移行したにも関わらず、追加要素が一部のヒアリングと全国標準の特定事業の列挙に留まっている。 具体的課題の深掘りや実効性ある施策の組み上げがなされないまま業務を完了させようとする姿勢に強い危惧を抱いている。		